

令和2年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和3年1月21日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和 2 年度第 8 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

年が替わりまして、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の資料について事務局のほうから確認をお願いいたします。

【区政情報課長】本日もよろしくお願いいたします。

事前にお送りした資料でございますが、本日の案件、資料 4 0 から資料 4 4 の 5 件の資料、それから「セキュリティアドバイザー意見一覧」1 枚、こちらを事前にお送りをさせていただきました。各案件の説明の際に、それぞれ使用する資料のご確認をさせていただければと思っております。

事務局からは以上です。会長、よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、議題に入り、審議を進めてまいります。説明される方は、資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足するようにお願いいたします。

それでは、まず資料 4 0 「区職員に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査（唾液 PCR 検査）業務の委託について」であります。それでは、資料の確認をした上、ご説明ください。

【人材育成等担当課長】人材育成等担当課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料でございますが、資料 4 0 及び資料 4 0 - 1、この 2 つをご用意させていただいております。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。区職員に対する新型コロナウイルス感染症のスクリーニング検査（唾液 PCR 検査）業務の委託についてご説明させていただきます。資料は、今申し上げましたとおり資料 4 0 及び 4 0 - 1 でございます。

最初に資料 4 0 の 2 ページをご覧くださいと思います。事業の概要をご覧ください。まず、上から 3 つ目の目的でございます。この事業は、新型コロナウイルス感染症が確認された職場を対象に、感染者及び濃厚接触者以外の無症状者に対して、唾液採取キットを使いましてスクリーニング検査、これは唾液 PCR 検査でございますが、これを実施しまして、感染症の蔓延の防止を図るというものでございます。

次に、その下の対象者ですが、区役所に勤務する職員、記載のとおり、常勤職員だけでなく、再任用職員や非常勤職員なども含め、新型コロナウイルスの感染者が確認された職場の職員を

対象に実施するものでございます。

次に、事業内容でございます。概要の1をご覧ください。記載にありますとおり、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合、保健所は疫学調査を実施するとともに、濃厚接触者を特定し、健康観察や外出自粛等により、感染の拡大防止を図ってございます。

濃厚接触者は保健所等による行政検査を受けることとなりますが、保健所の調査により濃厚接触者とされず、発熱やせきなどの症状がない者は検査の対象となっておりません。

しかし、国内での感染者数が増加する中、区役所に勤務する職員は、区民対応など、人との接触が不可避である業務が多いことから、感染が確認された場合の影響が極めて大きいため、今回、新型コロナウイルス感染症が確認された職場において、感染者及び濃厚接触者以外の職員についても唾液キットを用いたスクリーニング検査を必要範囲内で実施し、感染の拡大を防ぐというものでございます。

次に、2番の委託の内容をご覧ください。委託の内容は、(1)唾液採取キット、これは検体IDがついたものでございますが、これの送付と受け取り。そして(2)スクリーニング検査の実施。そして(3)検査結果の報告となっております。

その下、対象者数でございますが、今年度が150名、来年度、令和3年度が600名を予定してございます。

続きまして、資料40-1をご覧ください。A4横の資料となっております。こちらは個人情報の流れとなります。この図は新宿区と受託事業者となります新型コロナウイルス検査センター株式会社との流れを表してございます。

まず、感染者が発生しまして、その濃厚接触者が確認された後、その職場と人材育成等担当課で唾液PCR検査対象者を決定いたします。決定後、①センターに対して区は検査申込とキットの送付依頼をいたします。これを受けまして、②センターは検体IDをつけた唾液採取キットを人材育成等担当課に送付します。③これを受領しました人材育成等担当課は、選定した対象者とこの検体IDをひもづけた管理表を作成します。④その後、この検体ID付きのキットを対象者に人材育成等担当課から直接渡し、⑤対象者に唾液を採取していただきます。これを再び人材育成等担当課で回収した後に、⑥になりますが、検査センターのほうに宅配で送付いたします。この際、検体IDと対象者をひもづけしました管理表は検査センターにはお渡ししない形になってございます。お渡しするのはあくまでも検体IDのついた検査キットのみとなっております。

次に、⑦区から検体を受けたセンターは唾液PCR検査を実施し、⑧でございすが、検体

I Dごとに検査日、ウイルス量を推定いたしますC t 値、再検査の要否を取りまとめ、結果報告を作成し、メールにて人材育成等担当課に送付していただく形になってございます。そして⑩でございますが、区はこの検査結果から再検査者を確認し、⑪陽性の疑いがある者を病院にて診察させ、改めてP C R 検査を受けさせます。

今回の委託では、この資料の⑥、⑦、⑧が報告事項の対象となっているものでございます。

お手数でございますが、資料40にお戻りいただきまして、3ページの業務委託をご覧くださいと思います。上から4つ目のボックスをご覧くださいと思います。こちらは、先ほども触れましたが、委託に伴い事業者処理させる情報項目となっております。これはスクリーニング検査を行った者に係る情報項目でございます。これは、検体、検体I D（検体ごとに割り当てられた識別コード）、検査日、C t 値（ウイルス量を推定する値）、それと再検査の要否となっております。

その下の委託理由でございます。上から3行目までは先ほどご説明したとおりの実施に当たっての理由でございます。下から2行が委託先についての記述となっております。

委託先となります新型コロナウイルス検査センター株式会社は、P C R 検査を安価かつ高頻度で実施しまして、他自治体や法人においても感染拡大防止に寄与した実績があるため、委託先として決定するものでございます。

一番下のボックス、委託に当たり区が行う情報保護対策でございます。運用上の対策では、3をまずご覧くださいと思います。ここでは唾液の採取キット、検体I D 付きの保管について記述してございます。「施錠できる金庫（キャビネット）に保管する」とございますが、これは人材育成等担当課の健康相談室の保健師がしっかりと管理するものでございます。

次に、4ページをご覧くださいと思います。システム上の対策でございます。6をご覧くださいと思います。検査キットを受領した際に作成いたします検体I D と対象職員をひもづけする管理表、これはE x c e l となりますが、こちらにつきましてはパスワードを付し、特定した職員のみアクセスすることのできる専用フォルダに保存いたします。

このほか、1から5、また、次の受託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、他の事業同様の情報保護対策となっております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【会 長】 検体はどうなるのですか。検査センターに渡したままですか。

【人材育成等担当課長】 これはセンターにお渡しして、戻してもらうことはございません。

【会 長】 廃棄はどうなるのですか。

【人材育成等担当課長】廃棄も、センターで実施していただく形になります。

【会 長】いつ、廃棄するのですか。結構、後で検体を調べるといった事例が、新聞記事に載っていたような気がするのですが。

【人材育成等担当課長】 検査終了後は速やかに廃棄処理していただく形になるかと思います。

【会 長】今度のウイルスのイギリスの変異体などは、昔のものにさかのぼって検査したりしたのですよね。

【人材育成等担当課長】 これは行政検査ではございません。あくまでも簡易検査でございますので、検査終了後に速やかに廃棄処理していただく形になります。

【会 長】速やかにということとは、どういうことですか。普通は、期限をつけるなど、何かそういう意識はないのですか。

【人材育成等担当課長】 これは委託先のセンターで検査終了後、すぐに処分していただくという形になります。

【会 長】 それでは、処分したときに報告を求めてください。

【人材育成等担当課長】 承知しました。

【会 長】 それで、いつ廃棄処分されたのか、区のほうで記録を残してください。

【人材育成等担当課長】 承知いたしました。

【会 長】 ほかに何か質問ありますか。三雲委員。

【三雲委員】 今回、この対象になる方なのですが、「区役所に勤務する職員」となっています。小中学校であるとか、あるいは保育園、こども園、こういったところでも感染者が確認されています。そういった職場も新宿区役所の職員として検査の対象となるでしょうか。

それから、今回、感染が確認された職場から送付依頼のメールが出され、そこから検査キットが職場に届くまでどれぐらいの期間がかかり、また、そのキットが届いてから唾液をセンターに送付するのにどれぐらいかかって、報告メールがどの程度の期間で戻ってくるのか、そのタイムラグを教えてください。

【人材育成等担当課長】 まず1点目の対象でございますが、委員おっしゃったように、学校、保育園等も含めて実施する予定でございます。

それと、キット依頼からの日数でございますが、まず、依頼日から3営業日後にセンターから区へ遅くともキットが届くというところでございます。その後、検体採取後、センターへ送付した2営業日後に結果が区に送致されるということでございます。遅くとも1週間程度ではその結果が分かるという状況でございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、例えば学校であるとか、保育園、こども園といった区庁舎とは離れた職場の場合には、それぞれの学校から依頼メールを送るのはなくて、一旦、人材育成等担当課に情報が来て、人材育成等担当課から依頼メールを出し、キットは人材育成等担当課に届く。それを今度、学校なり庁外の職場に持って行って、唾液を採取し、採取した職場から今度また人材育成等担当課に持ってくる、こういった手順になるのですか。その手順を教えてください。

【人材育成等担当課長】一つ一つの手順で申し上げますと、今おっしゃったような形になりますが、いかんせん、スピード感を持って行う必要がございますので、その辺は私どもが直接行き、早急に預かって、送るような形を考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、常に接している職場でない方々に関して、Excelで氏名と検体IDとをひもづけるという作業をする中で、正確なひもづけができるようになっているのでしょうか。また、このExcel表に関しては、人材育成等担当課のみで管理するのでしょうか。学校のほうでは、その情報に関して、どのような取扱いになるのか教えてください。

【人材育成等担当課長】このひもづけは、あくまでも私どもの課だけで管理させていただきます。現場にはIDを付したキットだけをお渡しして、採取の依頼をするという形になります。

【三雲委員】分かりました。

【会 長】ほかにご質問かご意見ありますか。伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】お伺いしたいのが、①のキット送付依頼メールに関しては省くことも、できなくはないと思うのですが、これは新型コロナウイルス検査センターの方針として①は実施するということなのですか。②の採取キットの送付から始めて、③の検体の送付のときにIDをつけるということも運用上はできると思います。この1回のメールで何か問題が起きるといふことも、多分このデータからはそんなにはないと思うのですが、なぜこの流れになったのかを伺いたいと思います。

【人材育成等担当課長】今、委員からございました①のキット送付依頼の段階ではこのID等はございません。IDを振り、区に送ってくるのがセンターからですので、私どものほうからIDをつけるわけではございません。

【伊藤（陽）委員】それでは、ただ申し込むというぐらいということですね。

【人材育成等担当課長】さようでございます。

【伊藤（陽）委員】個人情報、また、ID自体も、何も送らないということですね。そこで何

か個人情報に関わること、IDを最初に送るものと、間違えていました。名前なども入ってしまうのではと、気になりましたが、問題ないということで認識しました。

あと、⑧の検査結果報告のところで、メールのやり取りが入ってきてます。ここも別に個人情報が向こうから来るわけではないと思うのですが、ここで送ってくるファイルというのが、まずファイルが送られてくるのが気になります。メールの本文に書かれているのか。その扱いをどうするかということが気になります。あと、ここで来た結果をまたデータに保存すると思うのですが、これはイントラPCのほうにデータを保存するのでしょうか。その扱い、いつ削除するかなど、そのあたりの運用について、もうちょっと詳しく伺えますか。

【人材育成等担当課長】これはメールでの単純なやり取りになりますが、先ほども申し上げましたように、ファイルにつきましては、パスワードを要するフォルダにしっかりと管理し、1年で処分するという形になってございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】1年というのは、さっきも話があったように今後の検証も含めて1年ぐらいが妥当だろうということなののでしょうか。保健所なども、そのように判断をして1年になったということなのですか。何か根拠があって1年になっているのですか。

【人材育成等担当課長】文書管理の規定の中で1年と定められているということですので、それにのっとりまして1年という形でやらせていただいております。

【会 長】よろしいですか。それでは藤原委員、どうぞ。

【藤原委員】藤原です。感染者が確認された職場を対象に、対象者数を令和2年が150名、3年度が600名とされていますが、どのような基準で検査を行うのか簡単なマニュアルのようなものは作成されているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【人材育成等担当課長】まず対象者数の算出根拠でございますが、全職員数を職場数で割りまして、1課当たりの職員数の平均を出し、その後直近3カ月で陽性者が発生しました職場数を算出しました。3か月で、平均3課で陽性者が発生し、1課当たりの平均50名程度だったものですから、50名×3課という形で150名の算出いたしました。

また、600名は、これを今度12か月分に引き延ばして算出したものです。

それと、スクリーニング検査でございますが、こちらはあくまでも職場の衛生管理や安全な労働環境の維持を目的としました集団検査ということになってございますので、医療機関の診断目的で実施するものではございません。ただ、一定程度の基準を持ってやらざるを得ません。

その点で申し上げますと、まずスクリーニングの対象を決める際、まず、人材育成等担当課と健康相談室のスタッフが所管と調整し、感染者と同じ系の職員、また、大きなくくりの中の1つでございますが、感染者との距離がおよそ3メートルの範囲にいる職員をスクリーニング検査の対象とまずはするという形を考えています。このほか、現場の状況等を踏まえて対象者は決めていこうかとは思っておりますが、おおむねそのような形でスクリーニングの対象者を決めていくということで、現在のところ取り決めております。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】先ほど、この検体と対象者をひもづけ管理する表は厳重に管理するということができたが、これは例外的に事業者のほうに行くというのではないと理解してよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【人材育成等担当課長】繰り返しとなりますが、このひもづけした管理表は、あくまでも区の内部の管理表ですので、表に出ることはございません。

【会 長】藤原委員、どうぞ。

【藤原委員】特記事項のことでお聞きます。特記事項の5で「収集禁止事項」として(1)から(4)まで挙がっています。「甲の承諾があるときを除き」となっており、甲は区を意味しているかと思うのですが、これは区の承諾というよりは、検査する本人の問題ではないかと思うのです。どのようにこの収集禁止事項についてはお考えなのか、簡単にご説明いただきたいのですが。

【会 長】どうぞ、事務局のほうでお答えください。

【区政情報課長】個人情報に関わる業務委託契約で使っている標準的な特記事項の内容となります。この5番の収集禁止事項については、区と乙の間の業務委託の中に(1)から(4)に該当するような情報があった場合、原則禁止なのですけれども、区の業務を行うに当たって、必要があれば、その承諾をすれば収集ができるということになっておりますが、本案件については該当するものではございません。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】それでは、今回の場合に関しては承諾あるなしにかかわらず収集しないと理解してよろしいのでしょうか。

【会 長】事務局、どうぞ。

【区政情報課長】そのように認識しております。

【藤原委員】分かりました。ありがとうございます。



【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。それでは、本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

【人材育成等担当課長】ありがとうございました。

【会 長】それでは、次に資料41「新宿区男女共同参画情報誌の作成等業務の委託について」であります。説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【男女共同参画課長】男女共同参画課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この案件でお使いする資料につきましては、資料の41番、A4のホチキス留めをしているもの、それから資料の41-1、A4の1枚、横書きのもの、この2種類でございます。過不足ございませんでしょうか。

それでは説明に入らせていただきます。まずは資料の41の2ページをご覧ください。事業名は、「新宿区男女共同参画情報誌作成」でございます。

目的でございますが、男女共同参画社会について区民と一緒に学び、考え、発信する情報誌を作成することで、効果的な普及啓発を推進していくためでございます。

対象者といたしましては、公募の区民編集委員で、区内の在住、在勤、在学者としてございます。

事業内容でございます。まず1番、概要でございます。新宿区は男女共同参画情報誌を普及啓発のために作成、発行しております。その発行に当たり、平成19年から、公募の区民編集委員との協働によりまして編集・発行してございます。また、編集・発行に当たりましては、下記2の業務を委託してございます。

2の「委託の内容」をご覧ください。要素としましては3つございます。(1)として編集講座、それから編集の会議の開催。それから(2)公募区民が執筆した原稿の添削、(3)情報誌全体に関する取材・デザイン・校正・印刷・製本といった業務となっております。

現行は、今申し上げた編集講座・会議の開催、それから公募区民が執筆した原稿の添削、こちらにつきましては、区が事業者と公募区民の間に介在しまして連絡の取次ぎを行ってございます。しかしながら、そういった介在が入ることで添削・校正に時間がかかってしまい、非効率となっております、課題となっております。

そこで、令和3年度からは、事業者と公募区民間の連絡については、区が取次ぎを行わず、やり取りを事業者に直接行っていただくことで、さらなる編集の効率化、紙面の充実を図ることといたしております。

同じページの一番下の3の対象者ですが、公募の区民編集委員でございます。例年7名前後でやっておるところでございます。また、今後も7名前後で予定してございます。

続きまして、資料4 1 - 1をご覧ください。この情報誌の作成等業務における個人情報の流れの概念図でございます。初めに、公募区民と新宿区の間で公募区民を決定するための募集をいたします。募集に当たっては、新宿区に応募していただき、区で編集委員の選定、決定をしていくといったことは、来年度以降も継続して行う予定でございます。選定後、応募された区民に結果通知を行います。

その後は受託事業者に事業をお願いいたしまして、以下、5、7、8、10、12の紫色の部分でございますが、編集講座の開催、会議の開催、それに当たっての案内、出欠等の連絡、それから原稿の提出と、その原稿の校正を公募区民と受託事業者間で行っていただくことを想定しております。

黄色の網かけの部分については、それに当たっての個人情報の保護対策でございます。メールを使用する場合は、宛先をBCCに設定し、また、添付ファイルにはパスワードを設定するなどの保護対策を行います。

また、受託事業者に対しては、紙文書は施錠できるキャビネットで保管させます。それから情報誌完成後の個人情報の廃棄、消去では、業務委託終了後、廃棄証明も区に提出させるようにいたす予定でございます。

それから、これは新宿区でも同様でございますが、パソコンを使うに当たっては、ID、パスワード認証、ウイルス対策、最新プログラム適用、ログの記録・管理・アクセス制御、ファイルへのパスワード設定など、個人情報保護の対策を行う予定でございます。

資料の4 1にお戻りいただきまして、3ページをご覧ください。委託先でございますが、今後プロポーザル方式によって事業者を決定してまいります。現在のところは未定となっております。

公募区民に係る情報項目としては、氏名、住所とメールアドレスとする予定でございます。

以下は先ほど申し上げた内容と同様でございます。

また、委託に当たり区が行う情報保護対策、次のページの4ページ、受託事業者に行わせる情報保護対策も、先ほど申し上げた点とそのほかは区の一般的な事業と同様のものとなっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

【会 長】何かご質問かご意見ありましたら、どうぞ。宮崎委員。

【宮崎委員】長年「ウィズ新宿」でお世話になりました。いろいろな活動をしていたのですが、この公募区民さんが執筆する原稿の編集は、いわゆる公募区民の委員会形式でやるのですよね。そこに区の職員、課長とか担当者は入らないのかというのが1点、それから、ここに対象になっているのは具体的にどのような情報誌で、何種類ほかに、あるのかどうかお聞きしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】まず1点目の職員の参加でございます。先ほど申し上げました編集の会議に当たりましては、来年度以降も、職員もその場に参加する予定でございます。

2点目の情報誌の種類というところでは、皆様にはお手元に配付してございませんが、今私が手に持っているこの「ウィズ新宿」という情報誌になります。こちらが対象となるもので、1つでございます。

【会 長】宮崎委員。

【宮崎委員】その編集委員会の中に区の職員さんがお入りであれば、区の職員さんが中継ぎをしていただいた方がいいのかなと思います。小野田区長のときに7年かけて地域女性誌をついたのですが、その折に、他区で、ちょっとジェンダー的なところで、大変な問題になりました。その後その本を売るとか売らないとか、すごく問題が尾を引いたということがあるのです。今後、区民に任せていいのか、素朴な心配があるのですが、その点はいかがでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】まず、委託先にそういった連絡もお任せするという点でございますが、編集会議で編集を進めていくわけでございますが、その編集会議だけでやり取りが決まるわけではありません。編集会議の場で委託先から指導のあった点について、次回の編集会議までに持ってくるのではなく、随時、委託先とやり取りを行い、校正を進めて、作業をしていく予定でございます。そういったところに区が入り取次ぎすると、どうしても非効率になる面があります。今回、そういった連絡取次も含めて委託をお願いするといった趣旨でございます。

当然、区が発行する情報誌でございますので、最終的な中身の確認、区が発行すべき内容となっているかについては、その都度新宿区としても確認します。最終的な確認をして印刷・製本し、発行するといったところは今後とも変わらないものでございます。

【会 長】宮崎委員。

【宮崎委員】今、ちょっと引っかけたのですが、委託先から指導いただくという言葉が出ました。それはちょっと違うのではないかなと思うのです。区が責任を持つ情報誌です。だから、

区と区民が同等の立場で行うものです。何か指導者が来ていらっしゃるらしいですが、その指導者に指導してもらってやるというものではないと思うのです。区民の立場として、区と区民が主体的であるべきです。いろいろな意味でジェンダーについてのやり取りはありますので、区と区民がもっと主体を持ったほうがいいのかなというのが素朴な考えなのです。そんなに手間暇、校正をやってもらったりするから会議をやりまよというのは、ほかの部課でも、区役所の中でも、日常として、職務として職員さんはやっていらっしゃるの、それだけ負担なのかなというのが素朴な疑問です。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】先ほど、指導という言葉を用いましたが、公募の区民の方も様々でございます。男女共同参画に関する知識なども様々でございますし、それから情報誌の作成といったことに関しても、その方の力量といったものも非常に様々でございます。文章を書くことに慣れている方もいらっしゃる、そうでない方も当然いらっしゃる。そういった中で、男女共同参画に関する知識、それから情報誌の作成など、専門的な業者からの講座、また会議を重ねて、いろいろなアドバイスをいただきながら作成に向けて取り組んでいただきます。業者が指導して内容を決めていくということは、ございません。公募区民のご意見、もちろん新宿区としての意見、考え方も当然反映させながら、情報誌を作成してまいります。また、編集会議や校正の段階でも、当然新宿区は内容をチェックします。会議から最後の作成に至るまで新宿区も当然関与しながら作成してまいりますのでございます。

【会 長】宮崎委員。

【宮崎委員】業者の中のどなたかが有識者みたいな形で、編集長を兼ねているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】今後プロポーザルを経て事業者を決定していくわけですが、他自治体でもこういった男女共同参画の情報誌、あるいは、他の行政分野の情報誌の作成などに業務実績のある業者を想定しております。体制については当然決まってからということになりますが、プロポーザルの中で、そういった編集の総括を担当する者の経歴、あるいは、その会議ですとか原稿の校正を担当する者の経歴なども、プロポーザルの中でお示しいただき、そういったところも評価して業者を決めていきたいと考えております。

【会 長】宮崎委員、どうぞ。

【宮崎委員】一区民の希望としては、業者の中から編集長・指導者を持ってこないで、別途違う形で、編集委員会の中にきちんと有識者を1人入れて、そこは、業者ではない人ですね。取

りまとめは、区も入って、区としての姿勢も反映されていかないと、と思うのです。区主催の情報誌ですから。トラウマになっているのは、他の区で大変な議論になって、区と区民が大げんかしたところがあるのです。

小野田区長のときに、地域女性誌の作成に参画しました。私たちが7年かけて講座を聞きながら、7年目にいろいろな取材をした結果を「新宿 女たちの十字路」という本を広報課から出しました。そういった学んだところからいくと、業者さんから有識者みたいな指導者、編集長が出るのは論外ではないかと区民として思うのです。区民で、そういうことができる人を編集長に充てるか、区の部長か課長さん、そういうところを充て、ある程度両方の釣り合いをとっていかないと怖いことにもなると思うのですね、

【会 長】大体分かりました。今おっしゃっていることは、要するに情報誌が一部の思想に偏向しないようにというご趣旨だと思うのです。それはそれで区のほうで考えていただく。別にこの情報誌だけの問題ではなくて、区の活動は全てそういう偏った思想にならないようにしてほしいというのが公共機関の義務なのですから。それはそれとしまして、今のことは区のほうで、考えていただくことにして、ここで問題になっているのは個人情報なのです。

扱う個人情報というのは、要するに編集委員の名簿と、応募してきた人たちの住所、氏名、それと原稿、表題など。いざとなれば、誰がどういう原稿を書いたかが分かる。個人情報を扱うことについて、ここで今、審議の対象にしています。何を審議の対象にしているのですか。

【男女共同参画課長】個人情報を扱う業務委託について、この場にご報告に参っているわけでごさいます。業務委託に係る個人情報と申しますのは、公募区民の氏名、住所、連絡手段であるメールアドレス、それから今、会長からご指摘いただいた情報誌作成に至るまでの原稿といったことになるかと思えます。

【会 長】委員のみなさん、すみませんけれども、審議の対象をできるだけその点に絞ってください。今の宮崎委員の意見は、私、当然だと思うので、これはもうそれで聞いていただくことにした上で、個人情報について何かご質問かご意見はありますか。関連でもいいです。別にそれに限定しようというのではなく、それを意識しながらご質問いただきたいと思います。どうぞ。越智委員。

【越智委員】越智です。委託理由は個人的にはごもっともだと思うのですが、個人情報ということで、これまで間に区が入っていたところを直接やり取りしていただくということでした。ただ、メールに関してはあくまで区にCCを入れるという話になっていますが、逆にCCに入れられなかった場合も当然想定できます。要は、意図的に区を排してやり取りして、そこで不

適切なメール、ハラスメント的なこと、お互い、どちらかからも、あり得ると思うのです。これは、情報保護とか漏えいの立場からしても、不適切に情報を使われてしまうことも問題だと思います。そういうリスクに対してどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたい。

想定外のことが起こらないようにマニュアルをつくるのですが、去年のコロナなど、想定外のことが起こるのが世の常です。会議の中で、一応区が入られるので、もちろん何か相談できるような場はあると思うのですが、想定外のことに對してもっとこのように対処するという考え方を持っていることが大事だと思います。そういう意味でご質問しました。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】メールをCCに設定するしない、あるいは送る送らないに関しましては、最終的には人がすることになっています。それを全く起こらないようにする術は見当たらないと正直思いますが、事業者とは連絡を密にして、公募区民とどういったやり取りをしているのかを逐次チェックすることで、区がCCで受信したものと事業者が真に取得しているものと、そこに齟齬がないようにしっかり管理をしていきたいと思っております。

【会 長】越智委員、どうぞ。

【越智委員】全部想定外のことを把握してやるというよりは、それはもちろん防げないことです。だから、そういうことがあったときにどうするかということをおっしゃったように考えていただければよろしいのかと思います。ありがとうございます。

【会 長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】今回、公募区民の個人情報扱うことになっていて、一番可能性としてあり得るのは、今のメールの話です。BCCに設定して、それを複数名で確認して送信するときにメールアドレスが流出するという可能性が一番高いと思っています。実際、BCCに本当は設定してあるはずのメールが100通分ぐらい僕のところに届いて、「間違えました」みたいなこともありました。逆に僕が100通ぐらい間違えて送ってしまったこともあります。自分の会社でのことですが、本当に後で処理が大変でした。そういうことがやはり可能性として結構あると思っています。今回は7名で少ないとはいえ、ここが一番、多分イントラPCと比べるとリスクは高いところだと思っています。ここの対応がこれでいいかという、これはあまりよくないと思っています。

私が自分の会社で流出してしまったときは、やはりすぐにメール配信システムを入れて、そこにコストをかけて、システムでやはり対応しました。これは、目視での確認は全く信用でき

ないものだと思っているので、システムで対応したほうが安全だと思っています。ここはその7名のためにシステムを契約するが、費用対効果がいいか悪いかというのはかなり難しいと思いますが、庁内全体でこういうのが仮にほかでもやっていたらそれは問題だと思います。このあたりの対応が不十分だと思っています。改善できるのかできないのかを伺いたい。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】事業者には当然BCCでやってくださいということをお願いするわけですが、プロポーザルを実施するに当たっては、こういった業務内容を当然提示した上で業務を提案していただくわけですが、その1項目として個人情報保護対策も事業者さんから提案の中身に必ず入れていただき、そこについても当然評価をしていくといったところです。今後、プロポーザルの中でそういったところもしっかり事業者の講じる策も評価、考慮した上で選定していきたいと考えております。

【会 長】どうぞ。伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】今の話なのですが、区が例えばこういうBCCで、みんなで確認すればいいということを既に言っているようなスタンスで公募をかけるとそういった人しか集まらないと思います。そうではなくて、こっちからこういうレベルの対策ではやはりまずいですよという話をした上で公募をかけるともうちょっといい人が来るのではないかと考えています。最初から、これは問題だと思うので、こういう条件ではない形で公募したほうが良いと思っているのですが、そのあたりはどうでしょう。

【会 長】どうぞ。ご説明ください。

【男女共同参画課長】プロポーザルを実施するに当たって、個人情報保護対策として、外部にメールするに当たってはBCCを設定すること、そういった記述をした上でプロポーザルをするわけではございません。そのご提案の中で各事業者の提案をしていただくことになろうかと思いますが、どの程度のことかについては、私もまだ不勉強なところがございますので、今後、情報システム部門等の助言を仰ぎながらプロポーザルのほうは進めていきたいと思っております。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤（陽）委員】今の話を伺っていても、公募が来たときに、いい対策を担当課で判断できるかということ、私はそのリスクの分析というのが担当課でできないと思っています。そういう状況でこれをやってしまっただけで、一応区のほうもこのぐらいいいかなと思っているからこれでいきましたという話になってしまうと、やはり、よくないと思うのです。

具体的には、メールアドレスを例えばサーバ上に登録して、自動配信メールみたいなもの、

そういうサービスも結構ありますが、やはりサーバにメールアドレスを置くから危ないというのも確かにあります。ただ、手で作業してミスをする確率のほうがサーバから流出するよりも私は高いと思っています。その辺の分析がちゃんとできる人がやはり評価しないと、このレベルだと非常に危険と思います。ここは区政情報課と、あと情報システム課とメールの扱いで話を改めてやっていただきたいというのが率直に思っているところです。どうでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【男女共同参画課長】ご指摘を踏まえまして、区政情報課あるいは情報システム課と協議をして、今後のプロポーザルを評価していくに当たって、担当課としてのしっかりしたものを備えた上でプロポーザルに臨んでいきたいと考えております。

【会 長】公募委員という性格が私まだ分からないのです。区の職員、準職員というのか、これはお金が出るのか出ないのか、そのことも分からない。契約上、どうなっているのか。この人たちが何か違反したときに、区の責任がどういうことになっているのか、さっぱり分かっていないのです。本来だったら区の職員がやる仕事を公募区民にもやってもらう。ここにも公募の委員がいますからね、公募ってそういうものだと思うのです。この資料4 1 - 1の図でいえば、新宿区と受託事業者の間になるべき人たちではないかなと私は思うのです。これは公募区民だから、新宿区自体が公募区民の監督をもっとしっかりしないといけないのではないですか。

例えば、メールの受送信は全部区で見られるようにするとか、報告させる。システム上のことはともかくとして、メールの交換を勝手にやっているのはもともとまずいのではないですか。公募区民を監督して、公募区民に受託事業者を結局監督させるようなことになるのだと思うのです。今までは区が入っていたから、一応区も、直接か中間的か知りませんが、監督はやりやすかったと思うのです。だけれども、今度は公募区民に任せてしまうから、区の監督がすごく離れていくと思うのです。だから、それをどのようにするかを考える必要があります。これは任せればよいというものではないだろうということなのではないですか。

今の伊藤委員もそうだし、宮崎委員のおっしゃっていることもそうなのですが、この公募区民の立場がしっかりしないからではないですか。もっと区の監督下に置いて、区の責任が発生しないように3者の関係をつくらないといけないと思うのです。その点、どうですかね。

【男女共同参画課長】まず公募区民ですが、お金は発生しません。こういった男女共同参画の情報誌を、区だけではなく、区民と一緒につくっていく。その過程で、区民の男女共同参画、公募委員自身の男女共同参画に関する意識啓発、そういった観点も含めて、冒頭申し上げたよ



うに平成19年から既に協働で情報誌を発行しているものでございます。

区の関与度合いでございますが、従来、連絡の取次ぎが今までは入っていて、今後はというところですが、それによって関与度が下がるとは決して思っておりません。当然、先ほど来申し上げているとおり、事業者が先導して情報誌を作成していくというわけでは決してございません。事業者には、あくまでも専門的立場から原稿の校正などの業務を担っていただく。当然、編集会議の場あるいは校正のやり取りには区も会議に出席する。あるいは、情報のやり取り、メールのやり取りを三者間で行います。三者間で行うというよりは、区にもCCを設定し、どういうやり取りを行っているか、区も進捗管理をしていきます。そういったところで、関与度合いは来年度からの手法の変更後も今までとは変わらないと考えております。

【会長】説明はよろしいのですが、やはり不安がある。越智委員がおっしゃっているように、何か起こったときにこれで大丈夫ですかという感じの構造です。言葉はいろいろあって、今みたいな説明が言えるかもしれないけれども、実際にうまくいくのですかというのが、これだけいろいろな委員が意見を言っているのです。誰が聞いていても、何かこれおかしいよと。どこがおかしいかはともかくとして、みんなどこかにこれはおかしさを感じているのです。それを分かってもらわないと、ここへ来ている意味がないですよね。適当に説明して帰ってあげばいいのだということでここに出てこられているのだったら、全くこの審議の意味がないではないですか。これだけいろいろな意見が出ているのに、もう少しは何か考えないといけないですよ。

事務局、どうぞ。

【区政情報課長】いろいろご意見をいただいて、先ほどのBCCの話もそうですし、何かあったときのというようなご意見もありましたが、業者を選定するに当たってのプロポーザルはこれからになります。今、担当課長のほうから、どういう安全策を講じられるかというのを検討したいと思います。

【会長】三雲委員、どうぞ。

【三雲委員】情報の流れと、どういう情報が受託事業者にて取り扱われるかについてお聞きしたいと思うのです。まず、これに応募をすると、新宿区に資料41-1という右側の応募者情報が集積されます。その後、この選定結果は区民にのみ伝わるように矢印がなっていて、受託事業者に対しては要するに選定された区民の方の情報が伝わらないようになっています。要するに選定された区民の方から受託事業者に対して自らメールを送って、連絡をとって、自分の情報を渡すというふうな流れになっています。これは図のとおりなのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【男女共同参画課長】 資料の作り方がまずく、大変申し訳なかったと思っているのですが、実務上は、公募区民の同意を得まして、区民の氏名、住所、メールアドレスを受託事業者から提供します。最初の連絡は受託事業者から公募区民に来るといったことを実務上ではしております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、この図だと第三者提供はないなと思ったのですが、そうではなくて、第三者提供はするということですね。その上で、どんな情報を提供するかですが、氏名、住所、メールアドレスと資料に書かれているのですが、例えば電話、ファクス番号とかですね。あるいは、その方がどういった方なのかということについても、当然事業者として広報誌をつくる上で重要な情報になってくると思うのですが、これらは渡さないのですか。また、「託児の希望有無」と、右側に書かれています。当然編集講座、会議を主催するには、実際開いていただく事業者にとってはこの情報が必要になってくると思います。この情報は渡さないのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【男女共同参画課長】 託児の有無については、最初の応募あるいは選定の段階で新宿区がお聞きします。実際の会議の開催については、受託事業者と調整を行った上で、新宿区も同席します。日程も受託事業者が勝手に決めるわけではなくて、提案の中で決まった上で、区も同席し、開催するものですので、会場の手配など、そういったところは区が行います。託児の部分については受託事業者においては特に知る必要はないと思っております。

そのほか、受託事業者に提供しない情報のうち区が収集する情報としましては、公募区民の応募の人数によっては選定をしなければいけないといったところで、どういった方なのかなど必要な情報として取得するわけでございますが、編集の作業に当たりましては特段必要のない情報と考えてございます。受託事業者に提供する情報としては、氏名と連絡手段である住所、メールアドレスだけでよろしいと考えております。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、区から第三者提供する情報というのは、氏名、住所、メールアドレスのみということで分かりました。その上で、この受託事業者と公募区民との間にやり取りが発生し、よくある業務委託と比べてコミュニケーションというものが実際幅広く行われるという点がこの事業の特色です。当然原稿を書きいただければ、その方の考え方ですとか、場合によっては、その方の素地、そういった情報も出てくるでしょう。これは編集講座、会議とい

ったところでもですね。こういった情報が、一回限りの会議と違って、年間にわたって繰り返され、何度も広報誌を発行する中で非常に厚みを持って受託事業者の中に蓄積をされていくわけです。そういったものについては、当然受託事業者に取り扱わせる情報として資料の中に書いてあるべきと思うのですが、それを入れていない理由は何なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】先ほどの会長からのご指摘も同じようなことがございました。今の委員のご指摘のとおりだと思います。著作物ではないのですが、公募区民の書いた何らかの原稿、そういったところが受託事業者に集まるわけがございますので、そういったところも資料の中に記載すべきだったと思います。申し訳ございません。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】さらに、そういったコミュニケーションの中で、非常にセンシティブな情報も受託事業者には集まってくるわけで、当然一般的な氏名、住所、メールアドレスに関して、その管理というのはしっかりしていただく必要があります。それは、その個人については事業者のほうも、今言ったような情報が万が一のことがあったときには当然紛争になることもあり得ます。それは受託事業者と区民の間の紛争なのか、あるいは、それは区と区民の間の紛争になるのか。その辺についての整理というのはされているのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【男女共同参画課長】まず、取り扱う内容でございますが、当然こういった本になって出ていく内容、その下地となる原稿となっています。いわゆるセンシティブな情報というようなものは想定していないところではございます。ただ、そうはいつでもというところで、万が一の事態でございます。事故が起きたときの態様によると思いますので、この場で、それは受託者の責任なのか区の責任なのかというのは一律に申し上げることはなかなか難しいとは思いますが。先ほどからご指摘いただいていますメールでのやり取りについては、先ほど区政情報課長からも説明がありましたとおり、区政情報課と情報システム課としっかり協議をして定めていきたいと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】原稿の中身があまりセンシティブでないということですが、その原稿にはセンシティブ情報が入ってくる可能性が十分にあるわけでありまして。さらにしっかりと、適切な管理が求められます。区をCCに含め、常に事業者と区民との間のやり取りをモニタリングしていくという状況になりますが、例えば、やり取り、コミュニケーションについて、非常にトラブ

ルが発生しそうな状況、あるいは発生しているような状況になったとき、区としてはどういった形でそこに介入をしていくのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【男女共同参画課長】 区としては、当然その事業者に業務を委託しているわけですので、委託事業者にまず事情を聞いて原因を明らかにした上で、委託先である事業者に何か落ち度があるようであれば、当然管理者である区としてそこは責任を持って対応しなければいけないと思います。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 前向きな事業であるにもかかわらず、受託事業者と区民の間で、事業自体が悪い方向に行くことは避けていただくような形で、区として主体性を持って関わっていただきたいと思います。

最後ですが、このやり取り全体について、最終的に情報誌完成後、個人情報廃棄処分ということになっているのですが、実際にコミュニケーションをしている受託事業者の立場になったときに非常に難しいのではないのかと思うところがあるのです。私も依頼者との間で、当然メール等でやり取りをします。そういった情報に関して、案件を渡す際に、消去してくださいと前もってなかなかそれはしにくい。事業者自身の記録として保管することが重要になっていると思うのですが、この点についてどう考えているのか。

区として、しっかりこれを廃棄するという事は、区の側でやはりCCで同時に受信をしていて、保管をしているので、万が一紛争が起きたときには、そこにバックアップがあるから大丈夫ということなのか、あるいは、そういった保険なしで、とにかく個人情報を廃棄することで、あらゆるやり取りを廃棄させるという方針なのか。後者である場合に、当然廃棄しましたという証書を出しつつ、実際に裏側でとっておくということも懸念されるわけですが、その点、どのように考えていますか。

【会 長】 ご説明ください。

【男女共同参画課長】 1年度の契約でございますので、取得した情報については廃棄をさせるのは当然かと思っております。

紛争に備えてということに関しましては、委員ご指摘のように区も情報を持ってございますので、そちらに基づいてということになるかと思っております。事故の態様にもよって、その事業者としても、何かの責任を負わざるを得ないという形になりました場合は、当然それは事業者の主張も出てくるのかもしれませんが、原則として、会計年度ごとの事業でございますので、

個人情報については事業者のほうで廃棄をしていただき、それを区に説明していただくものと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そのところで事業者側の立場もあるだろうからケース・バイ・ケースみたいな考え方をとってしまうと結局残ってしまうということも考えられます。しっかりとそこは区の側がそちらのディフェンスのときに使う情報というのはCCとしてとっていてディフェンスはできるわけだから、一律に明確に削除してください、廃棄してくださいと、そういった方針で臨んでいただくのが大事なのだらうと思います。

【会 長】よろしいですか。宮崎委員、どうぞ。

【宮崎委員】2点あります。一番心配なのは、業者がつかんだ公募区民の情報を外に流されるということです。区を介在して今までやってきたことをダイレクトに公募区民と業者がやることによって、ものすごく危険が大きいと思うということが1点。そもそも区民からすれば、区の仕事としてこれは重要な仕事だと思うのです。それをぜひ投げ出さないでほしいと思うのです。編集作業は面倒くさいと思うのです。だけれども、それは区として後にも残りますし、大事な仕事なので、投げ出さないで、きっちりとやはり区でつかんでおかないといけないと思うのです。今までずっと区が関わってやっていらしたのに来年からなぜ変えるのかという疑問もあるのです。すみませんが、もう1回そこに立ち戻って、課で検討していただきたい。

ほかにも区のいろいろな課で独自の情報誌をあちこちで出していらっしゃると思うのです。それは区が責任を持って、最後の最後まで、その広報誌が残るまで責任があるわけです。著作権も絡んできますので、区民に任せるとするのはすごく怖いのです。思想的に偏向のある方が応募してきたときに、7人中7人そういう傾向があったときにどうするかということもあります。いろいろ心配しています。

【会 長】分かりました。

これは平成19年から出している雑誌のようですが、ここで承認をとらなかったら従来どおりとしていただきたい。変更は次年度、4月から新しい体制に変えたいのですが、あまりにも質問が多過ぎるので、整理して、もう一度出し直してもらえませんか。次回の審議会はいつになりますか。

【区政情報課長】2月8日になります。

【会 長】2月8日だから、どちらかという、この委員会としてはそれほど間が空いているわけではない。

【区政情報課長】担当課長から補足があります。

【会 長】どうぞ。ご説明ください。

【男女共同参画課長】編集のやり方そのものにつきましては、先ほどから申し上げておりますことですが、区としての関与度合いですとか、編集そのものの流れについては全く変更のあるものではないと考えております。ご指摘いただいている事業者と区民とのメールでのやり取り、先ほどもご指摘いただいたようなBCCでは足りないといったご意見がございましたので、そこについてはしっかりと考えていきたいと思っておりますが、編集のやり方そのものについては全く変更のあるものではございません。区として責任を持って、これまでどおり関わって編集するものでございます。

【会 長】これは、今から選定する人に業務委託することをここで業務委託と言っているのか、公募区民に業務委託することを今回問題にしているのか。その趣旨としては、公募区民の立場を変えることが今回の変更でしょう。この受託事業者というのは昔からいるのでしょうか。編集会議でやっているかどうか知らないですが、原稿をつくって、それをデザイン、構成して、印刷・製本する。それまでは違うのかもしれないけれども、この受託事業者というのは今までもいたのでしょうか。

【男女共同参画課長】資料41の2ページのところでございます。最初に読み上げたところでございますが、今もこういうやり方でやっています。

【会 長】いるのでしょうか。今までの業務委託に関しては、ここでの審議の対象とされていたのですか。

【男女共同参画課長】今までの委託については、間に区が入ることで、個人情報については、事業者は取り扱わないこととしていました。

【会 長】編集会議はやっていたのでしょうか。

【男女共同参画課長】編集会議はやってございました。

【会 長】その事業者を入れていたのでしょうか。

【男女共同参画課長】はい。

【会 長】それなら同じではないですか。今回、審議の対象とするのは、むしろ、この事業者の問題ではなく、公募区民に今までよりも権限を与えるというのが一番の改革の趣旨ではないのですか。

【区政情報課長】資料の作りが、分かりにくかったかと思います。大変申し訳ありません。説明資料にも書いてございますが、公募区民の役割は変わってございません。区と公募区民と一

緒に、例えば編集、デザインを行います。紙面をつくる上での専門的な助言を事業者から頂いていました。今回お諮りした業務委託の変更は、業者と協働のパートナーである区民の方と直接事務連絡をするということがメインです。宮崎委員から編集のコンセプトですとか雑誌自体がお任せしていいのかというようなご指摘をいただきましたが、多分説明の仕方ですとか資料に不備があったと思います。

【会 長】今、私は業務委託のことを問題にしているのです。業務委託は、この受託事業者というのは今までもいたのでしょうと言っているのです。

【区政情報課長】受託事業者は今までもいました。

【会 長】その業務委託の了承は審議会において、とっているのですかと聞いたのです。

【男女共同参画課長】今までのやり方でございますが、編集講座あるいは会議、それから原稿の添削の部分については、いわゆる事業者ではなくて、個人の方にその部分をお願いしておりました。

【会 長】個人事業者でしょう。受託事業者というのが個人から法人に変わるという話ですか。もうこれは撤回してやり直してください。審議を継続してほしいければ、どういう方向で検討するか説明してください。

【区政情報課長】次年度に向けた契約の手続が1月の下旬から始まることもあり、次回開催の2月8日の審議会までに書面でまとめさせていただいたものを早急に送らせていただくということをお願いをしたいと思うのです。

【会 長】今日は採決の段階まで行っていません。これは審議未了です。これで採決できないではないです。採決は、審議が十分尽くされたときにするのであって、全然審議も尽くされていないのに採決できるわけないです。取り下げるか、次回に出し直すこととしてください。

【区政情報課長】次回、報告させていただきます。

【会 長】そうしてください。審議未了なのに採決のしようがないです。本案件については終了とします。

次は、資料42「新宿区産後ケア事業に係る業務の委託について」であります。それでは説明される方は資料を確認の上、ご説明ください。

【健康づくり課長】健康づくり課長です。「新宿区産後ケア事業に係る業務の委託について」でございます。本件の資料ですが、資料42、資料42-1、この2つでございます。

説明に入らせていただいでよろしいでしょうか。

【会 長】どうぞ。

【健康づくり課長】 それでは、恐れ入りますが、資料42の2ページにお進みいただけますでしょうか。事業の概要でございます。3段落目の目的です。本事業では、産婦の身体的回復と心理的な安定をサポートし、産後のうつ予防、虐待予防を図りまして、健やかな育児ができるように支援することを目的としてございます。

続きまして、対象者でございます。区民である産婦及び乳児が対象となっております。

事業内容でございますが、まず概要でございます。本事業は、母子保健法の一部改正を受けまして、産後ケア事業について、各区市町村に実施の努力義務が規定されているものでございます。本区におきましても、令和3年度から新たにこの事業を実施することを予定しております。

出産直後、間もない時期の親子、母子を対象とした事業であることから、専門的な知識やノウハウ及び場所を有している産科医療機関等に委託して実施することを計画してございます。

次に、委託の内容でございます。大きく3つございます。1点が、利用予約の受付でございます。次に、産後ケアそのもの。これは、母子が宿泊し、産後ケアを受けるというものでございます。3つ目が、指導票及び事業報告書の作成・提出となっております。

対象者は年間おおよそ200人を見込んでございます。

次に、個人情報の流れを資料42-1でご説明させていただきます。一番左の紫色の枠が区民である利用者でございます。真ん中の緑色の枠の中が産科医療機関等の受託事業者でございます。一番右の赤枠が新宿区でございます。

最初に、紫色、利用者が新宿区に利用申請をするということでございます。新宿区はそれを受け、利用登録証を利用者の方々に発行いたします。利用者の方はそれを受けまして受託事業者に利用予約を行います。それを受け、受託事業者は新宿区に利用者情報の照会をいたします。区は照会を受け、利用者情報の提供をいたします。受託事業者は、その情報を受託事業者のパソコンの中で管理し、その情報を基に産後ケアの提供をいたします。最後に指導票及び事業報告書を作成し、それぞれ区に提出する流れとなっております。

恐れ入りますが、資料42にお戻りいただきまして、3ページをご覧ください。上から3段落目、委託先でございます。現時点では未定でございますが、区内で本事業を実施できる産科医療機関等を想定しております。

次段落、事業者処理させる情報項目につきましては、利用者番号、氏名、生年月日など。そのほか、産後のサポート体制として予定していること、その方々の子育て支援の環境等でございます。



処理させる情報項目の記録媒体は、紙と電磁的媒体でございます。

委託の開始時期及び期限でございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、翌年度以降も同様の業務委託を行ってまいりたいと考えております。

委託に当たり区が行う情報保護対策ですが、契約に当たり特記事項を付しまして、内容をしっかり守っていくよう指導するとともに、個人情報記録した媒体等につきましては鍵つきキャビネットに保管してまいります。また、データの受渡しに当たりましては、確認書で記録をとってまいります。また、個人情報データにつきましてはパスワードを付し暗号化してまいります。

また、受託事業者にも、取扱責任者をあらかじめ指定し、区に報告させます。また、情報は鍵がかかるキャビネットに保管させます。また、次ページでございますが、システム上の対策としては、アクセス制御、ログ管理、データの暗号化、こういったものをしっかり行わせていただき、進めてまいりたいと思っております。

ご説明は以上でございます。

**【会長】**何かご質問かご意見ありましたら、どうぞ。三雲委員。

**【三雲委員】**今回、委託をする産科の先生方、医療機関につきましては、当然守秘義務がしっかり果たされ、ある程度信頼できる場所となると思うのですが、事業の実施後の個人情報の消去は、当然産科、医療機関として、法令で定める基準に基づきなされなければなりません。そうすると、当然選考書類などの医療と関わらない情報は区によってしっかりと把握する必要があります。医療機関として持ち得る情報以外については消去していただいているのを証明しないといけない。こういったことを整理しておかないと、後々なし崩し的になりかねない。このあたりについて、どのようにお考えですか。

**【会長】**ご説明ください。

**【健康づくり課長】**ご指摘ありがとうございます。委員にご指摘いただいたように、医療機関として当然持ち得ている情報とそれ以外の情報というのはしっかり分けなければいけないと思っております。例えばですが、自己負担額は、その方の状況によって、減免制度を設けてまいりたいと思っておりますが、そういった情報は受託者がずっと持ち得る必要は全くない情報と考えております。そういったものはしっかり消去をしていただき、その証明を出していただき、区で確認していくということが必要になると思います。

一方、この事業は母子を支援していくという事業でございますので、支援者としてのパートナーである医療機関として持ち得ていただく情報については引き続き持ち得ていただく必要が

あると思います。しっかりその点について整理をした上で委託していきたいと考えております。

【会長】よろしいですか。

ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいですか。

では、本件は了承とします。

それでは、資料43「債権（奨学資金貸付金）回収に係る督促等業務の委託について」であります。それでは説明者は資料を確認の上、ご説明ください。

【教育調整課長】教育調整課長でございます。それでは、資料43「債権（奨学資金貸付金）回収に係る督促等業務の委託について」、ご報告をさせていただきます。資料は、資料43及び資料43-1でございます。

資料43の2ページをご覧ください。事業の概要でございます。事業名、担当課は、記載のとおりでございます。

本事業の目的ですが、債権回収が困難な案件の解消実現のためでございます。

事業内容です。区では、高等学校等に入学・進学予定で、経済的な理由で修学が困難な方などに対して奨学資金貸付金の貸付けを行っています。この奨学資金につきましては、貸付けを終了した1年後から10年以内に返済してもらうこととなっておりますが、その間、奨学生が転居等を繰り返されますと追跡が難しくなり、また、連帯保証人となった方も高齢化し、連帯保証人が死亡する場合など、様々な問題から、他業務と並行して業務に当たっております区職員だけでは十分な債権回収が進まない状況でございます。また、滞納繰越しとなってしまった債権につきましては、年間の平均回収率が8%程度にとどまっており、このままでは不納欠損処理となる案件の増加も懸念されております。

そこで、区といたしまして、債権回収に対する確固たる姿勢を滞納者に示し、債権回収率の改善を図るため、専門的知識、ノウハウを有する弁護士に業務を委託するものでございます。

委託する業務の内容としては、2に記載のとおり、督促業務、それから示談折衝業務、合意書の作成及び郵送業務、交渉記録報告書作成業務の4業務でございます。

年間の対象人数といたしましては、3名から4名程度を見込んでおります。

次に、個人情報の流れにつきまして、資料43-1を使いましてご説明をさせていただきます。左側の赤いところが区になります。真ん中は受託事業者、こちらは弁護士事務所となっております。右側が債権滞納者及び連帯保証人という位置づけでございます。

まず、区が所有いたします対象者情報、こちらは後ほどのところでご説明させていただきます

すが、氏名、住所等の対象者情報を、委託事業者に郵送またはCD-R等による手渡しで、提供させていただきます。

受託事業者は、その対象者情報データの取り込み、督促状を作成し、債権滞納者に郵送いたします。そこから示談交渉が始まるわけですが、その内容の結果として合意書を作成し、その合意書を債権滞納者に郵送します。この場合、内容証明郵便で郵送させていただきます。最終的に、中央部分、⑨番のところですが、作成した交渉記録報告書を区に毎月提出していただき、その報告書の内容を区が保管するといったものでございます。

また、⑫番にございますように、受託事業者につきましては、年度末に保有する個人情報も消去していただきまして、その証明書を区に提出していただくといった流れとなっております。

続きまして、資料43の3ページ、業務委託につきましてご説明いたします。

情報の保有課は、教育調整課でございます。

登録業務の名称は「債権（奨学資金貸付金）回収業務における弁護士事務委託」でございます。

委託先については、今のところ、弁護士事務所に委託する予定でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目につきましては、滞納者及び連帯保証人に係る氏名、住所、戸籍、生年月日、性別、連絡先、経過、これまでの交渉記録でございます。

処理させる情報項目の記録媒体は、紙及び電磁的媒体となります。

委託理由、委託の内容につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

委託の開始時期及び期限ですが、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとし、次年度以降、同様の業務委託を行うものでございます。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございますが、まず運用上の対策といたしましては、契約に当たって、特記事項とともに新宿区の情報セキュリティポリシー及び個人情報保護条例の遵守義務について明記をいたします。

また、個人情報データの受渡しに当たりましては、確認書により記録をとるとともに、郵送の場合は書留郵便、手渡しの場合は鍵付きケースによって行ってまいります。

システム上の対策といたしましては、区から委託先に電磁的媒体を提供する場合は、パスワードを付して、データを暗号化して送ります。

また、受託事業者に行わせる情報保護対策でございますが、運用上の対策につきましては、取扱責任者、取扱者をあらかじめ区に報告をさせます。提供された情報につきましては、施錠できるキャビネットで保管をさせるものでございます。

裏面4ページとなりますが、対象者に対する郵送物につきましては、先ほど申しあげました内容証明郵便を利用させます。

個人情報記録した媒体は、委託期間終了後、区に返還させ、また、委託先のパソコンに保管した個人情報は、データを消去し、個人情報消去証明書を提出させるなどの対応をとってまいります。

最後に、システム上の対策ですが、パソコンを取り扱うことができる者を特定していただき、ID、パスワードによりパソコンの利用認証を行わせ、ファイアウォールなどの保護対策を講じてまいります。

なお、パソコン内に保存した個人情報へのアクセス制限についても行わせるものでございまして、こういった対応で個人情報の漏えい防止を徹底してまいりたいということです。ログ管理についても行ってまいります。

説明は以上でございます。

【会長】資料43の2ページの事業の概要の3、対象者数についてです。これは滞納者のことだと思うのですが、滞納者が多いからこういうことが始まるのかなと思って聞いていたのですが、3～4人と書いてあります。大体、総数はどれぐらいがあるのですか。とりあえず今年度は3～4人にするという意味なのですか。

【教育調整課長】今ご指摘いただきましたのは、年間扱っていただく人数につきましては大体3人から4人程度ということでございます。全体としまして、現在の滞納者数は53人ほどおります。年度ごとにこの滞納者も増えてまいります。過去から順に滞納状況を把握した上で、年間で扱える件数としてはこのぐらいの人数だろうと想定しているものでございます。

【会長】分かりました。

それでは、質問かご意見のある方。三雲委員。

【三雲委員】まず資料43-1でお伺いしたいのですが、⑧番の合意書の郵送、これは内容証明郵便の利用と書いてありますが、ちょっと理解できないのです。内容証明郵便は、郵便局長がこういう内容のお手紙がAさんからBさんに渡りますということを証明するだけですので、合意内容の証明にはなりません。合意は、要するに、AさんからBさんに渡したということではなく、AさんとBさんの間の合意を証明しなければなりません。これは一般的に内容証明で送れるものではないと思うのですが、どういうことを考えておられるのですか。

【会長】ご説明ください。

【教育調整課長】今現在、私どもでそういったスキームで物事を考えているのですが、合意書

につきましては、内容証明郵便を通常は取り扱わないということのご指摘でございますので、今後、弁護士事務所、相手方が決まった時点で、合意書の取り交わし方法などについては詰めてまいりたいと思います。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】恐らく、機密性を考え、その個人にしか渡らないようにしなければならないので、その場合、やり取りは書留などの形になるかと思えます。当然依頼をされる弁護士事務所においても、その点、検討していただければと思います。

それと、最終的な個人情報の消去についてです。受託を受ける弁護士の立場からすると、大抵は債務者との間でやり取りの行き過ぎや、場合によっては、区の側からきちんと仕事をしていただけなかったと指摘を受ける場合など、事後のリスクを考えたときに、案件の記録はある程度の期間保存しておきたいと思うものです。きちんと区の側でそういった懸念をクリアできるのだということで、消去証明を出させるとか、あるいは、そういった懸念があるのであれば、一定期間保管していただいて、その期間が経過したときに、区のほうで改めて消去のお願いするというにすることなのか、そこは方針を明確にしたほうが良いと思うのです。その点いかがでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】既に区ではこういった弁護士さんに業務等を委託している部署が複数ございますので、そういった中で、個人情報の取扱いについて、今委員からご指摘がありました点につきましても、引き続き一定期間ということで保存が可能か検討してまいります。私どもは、毎年度、個人情報の取扱いについて徹底して消去していただき、年度ごとに切り替えていこうと考えているところなのですが、そういった受け手側の状況によって必要な、もちろん守秘義務がありますので、そういった中で個人情報自体の取扱いを、他の所管課でのやり取りなどを参考にしながら、これから弁護士さんのほうと詰めていきたいと思えます。ほかの部署で行っているものと変わらない形で継続をしていきたいと考えております。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】当然区の立場からすれば、一切消去していただくというのが原則だと思います。ただ、その場合は、先ほど指摘したような懸念が先方では生じさせるので、そういった指摘をさせていただきます。

【会 長】いずれにしろ、受託事業者となる弁護士事務所と今出ました質問に対して、きちんと処理するようにお願いします。この状態ですと、三雲委員ご指摘のとおり、ちょっと問題

だと思っております。弁護士事務所とよくお話ししたいと思っております。

ほかにご意見かご質問はありますか。宮崎委員。

【宮崎委員】先ほど、説明の中で、年間53人の滞納者がいるということをお伺ったのですが、対象者は3～4人だけでいいのですか。3～4人を引いたら、ほかの人は順送りにどんどん後へ後へと行くのかなというのが素朴な疑問なのです。委託費を払いながら3～4人解決していただいたら良いとする契約の仕方なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】滞納者の皆さんの滞納状況は、順々に時効などが迫ってくる、年限がございまして。過去のものから順に、滞納状況も関係しているのですが、順繰りに対応していく形になるかと思っております。一気に53人を処理することも難しい状況がございまして。滞納期間が浅い方は比較的、こちらの担当職員がアプローチしてお話が分かり、居住地が調べやすいケースもございまして。過去にさかのぼりますと、かなりその辺の回収ノウハウを持っていませんと難しい状況がございまして。年間としては3人から4人程度でございまして、それは先ほど申しました時効等が迫っているものなどから順番に処理をしていくというような対応を考えてございまして。

【会 長】よろしいですか。どうぞ。宮崎委員。

【宮崎委員】区民としては、年間3人でいいのか。結構な委託金が流れていると思うのです。区民感情としては、もうちょっと頑張って、効率よくやっていただきたいという希望があります。

【会 長】いずれにしろ、おっしゃっているのは、いざとなれば弁護士さんに頼んで、適用するのは3～4人で、それ以外の人は区の職員が請求していますよということでしょう。

【教育調整課長】はい。

【会 長】弁護士事務所に頼むのは3～4人ですよということですね。藤原委員。どうぞ。

【藤原委員】この事業に関しては、区がやるとなかなか大変なところとしては、転居等による追跡を区の職員がやるのは難しいということと、相続等で当事者の特定が難しい。この2点が難しいのだと思っております。そう考えると、業務委託の内容として、(1)の督促業務と、(2)示談折衝業務、(3)合意書作成、(4)交渉記録とありますが、この督促業務が多分一番難しいのではないかと思います。示談折衝に関しては、逆に、相手を特定して、所在も分かれば、区の職員が相手の資産力とか弁済能力等も見極めて交渉を行ったほうがむしろいいのではないかと思います。全体で53人、年間3～4人となっていますが、督促業務に関してはどの程

度の人数を行う予定なのでしょうか。要するに、追跡と当事者の特定はどれぐらいやる予定なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】督促自体は、滞納者に対しては定期的にこちらのほうから、大体毎月、出しております。ただし、それが転居先不明での差し戻し、あるいは、着いてはいるのですけれども返事がないといったものが、この53件の中に多く見受けられます。督促は日々やっております。過去にさかのぼっていきますと、例えば昨年度は時効援用による債権放棄が1件ございました。これは37万4,000円となります。今年度につきましては3件ございまして、125万4,000円というような状況です。実際に、過去にさかのぼりますと債権をそのままに、何の音沙汰もなく逃げ切ってしまう状況が多々見られます。そういったところを特に弁護士の先生にお願いをして対応していただくものです。

日々の督促業務などについては基本的にはやっているのですが、そこから先、特定の方につきまして、弁護士の先生のほうに督促も含めてお引き受けいただくというのが今回の委託内容でございます。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】もちろんそれは分かるのですが、結局、追跡や当事者の特定が区だと大変なので弁護士の先生に頼むという趣旨だと思うのです。(1)の督促業務でどれぐらいやるのかということを確認したいのです。簡単ですぐ分かるのは区が頑張りますということは分かるのですが、難しい部分はどれぐらいあるのかという質問です。

【会 長】どうぞ。ご説明ください。

【教育調整課長】申し訳ございません。案件によって、一様に何か月でということは判断しかねる状況です。

【会 長】藤原委員。

【藤原委員】年間53人はいらっしゃるわけですね。その中で区がやるのが難しい部分というのは、ある程度把握されていると思うのです。それがどれぐらいなのかというのを確認したいのです。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】この53人のうち、現時点でリストアップしているのは11～12人程度になっています。そちらの方から、年間、先ほど申し上げました3人～4人を対象にお願いをしていこうと想定しているものです。

【会 長】 よろしいですか。藤原委員。

【藤原委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 ほかにご質問はありますか。津吹委員。

【津吹委員】 すみません。合意内容は、本来、区がその内容を決めるべきかと思うのですが、合意内容を、どこが決めるのでしょうか。弁護士が勝手に債務者と合意内容を決めて、その報告だけが区に来て、報告を入力するだけなのでしょうか。そうではなくて、事前にこういう状況ですという報告があって、本来の債権者である区が「それでは、この内容で合意してください」という合意内容の受諾を弁護士がするのか。そこがちょっと不明確だったものですから、教えていただければと思います。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 一般的な合意内容といたしましては、今ある債権、つまり未納分を完済するのか、あるいは分納するのか、あるいは一旦猶予して、いつから払っているのかを決めていくこととなります。金額も同様ですが、私どもとしては、一切支払いがない部分を幾らかでも返済に充てていただき、完済を目指していただくものです。これは相手方の置かれている状況により、弁護士の先生のほうで、その状態でお支払いできる金額、期間などを決めていただくものです。時効にならない範囲の中、返済が始まれば時効にはならないのですけれども、そういった中身を決めていただいて、支払いにつなげていただくといったことを考えています。

【会 長】 津吹委員。

【津吹委員】 学生支援機構においても、かなりの件数がやはり滞っていて、結果的に回収できない割合が非常に増えています。多分回収できない分も出てくるのではないかと思います。その場合に、例えば利息の減免など、何か交渉事の中で多少でも、全額回収できなくてもという場合があり得るのかなと思います。私も学生さんの立場からするとそのように考えてしまうものですから、そういう余地があるのかないのかも含めて、誰がどこで判断するのかなと思ったものですから、ご確認をさせていただきました。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 私どものこの貸付金については、利息は一切付しておりません。元金だけでございます。

それと、昨今のコロナ禍などにあってなかなか返済が難しいというような状況がある場合には、貸付金の条例の中でも、返済方法の変更や免除に関する規定などもございますので、そういったものをお伝えして、まずは正しい手続をとっていただき、そういった一部減免等も可能



だということです。ですから、今の置かれている状況を私どものほうにお伝えいただきたい。これは今までも、ずっと督促などを送っている際にそういったご案内も差し上げているのですが、恐らく中身をご覧いただいている状況が続いているのではないかとということも考えられます。しっかりとその辺のところを対応していきたいと思っています。

【会 長】 よろしいですか。

ほかにご質問かご意見はありますか。三雲委員。

【三雲委員】 今のご質問ですが、当然債権者である区の側で主体的に最終的な弁済方法に関する決定はしなければならないと思うのです。委託先が勝手に決めるわけにいかない。そうすると、当然その返還のやり取りというものが新宿区と受託事業者の間に発生するはずなのですが、先ほどのご指摘は、その間のやり取りについて、②や⑩、⑫のやり取りしか載っていないのではないかとということだと思いのです。例えば、弁済方法に関する検討状況の意見交換や、区の方針決定を伝える方法についてどのようにするかということも、この個人情報に含まれているのですが、これはどのような方法でやり取りするのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 基本的には、交渉記録等の報告を毎月いただきますので、そういったことを通じて、弁護士事務所さんのほうと我々担当課とやり取りさせていただきます。その中で、必要な情報についてその都度対応していくのが実際に行う内容になるのではないかと思います。

今回、委託内容の中には、基本的には法律面からの助言や相談なども含めて契約をさせていただきますので、そういったことで、私どものほうからも必要なことの相談はさせていただくこととなります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 個人情報を含むやり取りが電話でなされるのか、ファクスでなされるのか、電子メールでなされるのか、その伝達の方法によって当然個人情報保護の在り方が変わってくると思うのです。それは何を想定されているのか。どういった個人情報保護のことを想定されているのか。

【会 長】 ご説明ください。

【教育調整課長】 基本的には、まず情報ではなく連絡のやり取りは電話などで行うこととなります。個人情報自体のやり取りになりますと、それは基本的には紙で手渡しをするなど、直接会って確認をした上で相手方に提供することになります。ここの流れのもの以外のところについては、そういうやり取りになるということです。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】相手方との示談の内容が詰まってくると、当然、合意書案を作成し、確認のうえ、要望があれば先方に伝える、そういうことを行います。一般的には、それはファクスや、電子メールで、文書のやり取りで行うと思うのですが、この資料43-1ではそのやり取りについて全く触れられていない状況です。それをどのようにするのかというのと、そこに対してどのような個人情報保護対策を行っていくか、この場での議論のために教えていただきたいのです。

【会 長】ご説明ください。

【教育調整課長】今、三雲委員からご指摘のありました日々の連絡、やり取りについては、この中にはまだ記載がないので、そこは実際、個人情報を取り扱う際のセキュリティを先ほど申し上げました形で確保しながら、きちんと定めていきたいと思います。一般には、個人情報が含まれない、情報のやり取りだけであればメールや、ファクスでも可能だと思います。個人情報が含まれるものである場合、そのやり取りは難しい面がありますので、先ほどの繰り返しになりますが、他の業務でも同じ委託を行っているものを参考にし、統一して取り扱ってまいりたいと思います。

【会 長】もう少し弁護士事務所と個人情報のやり取りについてどのようにするか話し合っていたいただきたいと思います。

項目のところで、債権額が書いていないのですが、債権額は重要です。それが個人情報ではないですと言われてもちよっと困ってしまいますが、債権額をまず入れていただき、ここにあるような項目をやり取りするメール、電話、報告書についてどのようにされるのか。報告書も、今どき、メールで送る方法もありますし、郵送もある。弁護士事務所ですから、もともと個人情報、依頼者の情報を守っていないと、簡単に言うと弁護士資格を取られてしまいます。危険はないと思うのですが、区側としては、やはり一応こういう項目に関わる情報の交換について確認しておかないといけませんね。依頼する事務所によっていろいろとやり方が違いますので、その都度、個人情報の扱いを細かく取り決めていただきたいと思うのです。

【教育調整課長】いろいろご指摘ありがとうございました。私どもも初めてこれを委託させていただきますので、その辺のところは、しっかりと相手方、事務所、弁護士さんのほうと詰めていきたいと思います。ありがとうございました。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。それでは、本件は了承ということで、終了いたします。

事務局、どうぞ。

【区政情報課長】本日終了予定の午後4時となりました。大変恐縮ですが、もう1件、児童扶養手当に係るシステムの改修についてご審議いただきたく存じます。もしお時間がない方についてはご退席いただくということで、よろしく願いいたします。申し訳ありません。

【会 長】どうぞ。

それでは、資料44「児童扶養手当の支給に係る児童福祉総合システムの改修等について」であります。それでは資料を確認してご説明願いたいのですが、時間が来ていますので、要領よく説明してください。

【子ども家庭課長】子ども家庭課長でございます。よろしく願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。本案件の説明資料は、資料44と資料44-1の図、それと資料44-2となります。参考資料44-1は、事業案内用の国のチラシとなります。資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、児童扶養手当の支給に係る児童福祉総合システムの改修等についてご説明いたします。

資料44の2ページをご覧ください。目的でございますが、障害基礎年金等を受給している児童扶養手当受給者に対し、適正な手当を支給するためでございます。

対象者でございますが、障害基礎年金等を受給している児童扶養手当受給資格者でございます。

次に事業内容です。年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布されました。これにより児童扶養手当法の一部が改正され、令和3年3月分の児童扶養手当の支給から、障害年金との併給調整に係る見直しを行うものです。

ここで、参考資料44-1、「児童扶養手当が変わります」という国のチラシをご覧ください。こちらの中ほどに「改正前」と書いてある図の部分がございます。こちらの現行の制度では、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額全体が右にあります児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当全額が受給できませんでした。しかし、今回の改正により、「改正後」にある図のように、障害基礎年金の子の加算部分との比較により児童扶養手当の額が上回る場合、その差額の部分が、緑の部分ですけれども、児童扶養手当として受給できるようになりました。

チラシの裏面をご覧ください。児童扶養手当の支給制限に係る所得の算定につきましては、こちらのピンクの2つ目の三角印の段落の記載にありますとおり、令和3年3月分の手当以降

は、これまで受給資格者の所得に含めていなかった非課税の公的年金等、障害年金や遺族年金などを所得に含めて算定をすることになりました。これら2つの法改正に適正に対応して、事務の効率化、正確性の向上を図ることを目的といたしまして、今回、児童扶養手当を管理する既存の児童福祉総合システムの改修を行うものでございます。

それでは、初めの資料44の2ページにお戻りください。2の本審議会における付議内容でございますが、既存の児童福祉総合システムに非課税の公的年金給付等の金額入力欄、総所得金額の自動計算機能、受給資格者台帳への反映機能を追加するシステム改修を行うことと、同システムの改修業務等の開発元である株式会社電算に委託することとでございます。

なお、対象者は約50人でございます。

ここで、資料44-1の図をご覧ください。こちらは、個人情報の流れでございますが、右側でございますオレンジ色で囲んだ【ア】、【イ】、【ウ】の部分がシステムの改修内容となっております。図の左上のほうの②で、受給資格者から税情報等の使用承諾を含む申請書等を受理した後、ホスト端末により税情報や住民情報を中ほどの児童扶養手当システム内に取り込みまして、④から⑦の処理の中で、非課税の公的年金等の金額を含めた総所得金額の算定や、障害基礎年金等の子の加算額との比較による児童扶養手当支給額を決定いたしまして、左下でございますとおり、受給資格者にそれらを通知するというところでございます。

ここでもう一度、資料44の3ページにお戻りください。こちらは諮問事項であります「児童扶養手当の支給に係る児童福祉総合システムの改修等について」でございます。記録される情報項目につきましては、資料44-2をご覧ください。こちらに項目の資料がございますが、住民情報関係や税務情報関係、口座情報関係など、記載の情報項目が記録されることとなります。

再び資料44の3ページにお戻りください。44の3ページの下から2番目の部分です。開発等を委託する場合における個人情報保護対策でございます。運用上の対策として、区と委託先の契約書には特記事項を付し、新宿区個人情報保護条例及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させます。また、システム開発及び変更作業は、改修のプログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムに適用させ、データの持ち出しは行わせません。また、委託先が実施する検証作業はテストデータを使い、実データを使用した検証作業は区職員が行い、個人情報を取り扱わせません。また、委託先が当該システム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施いたします。

システム上の対策としましては、外部ネットワークからの不正接続や内部からの情報漏えい

がないよう、インターネットから分割するなどの保護対策を講じます。また、ウイルス感染等のないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させます。また、OSのセキュリティパッチ等を定期的に適用させ、脆弱性を突いたサイバー攻撃からの情報漏えいを防止させます。

また、職員がシステムを使用する際は、ID・パスワードによる認証及び利用者管理を行い、システム管理者より許可された職員以外は操作できない設定を行います。また、システムのアクセスログ監視による不正アクセス対策等、セキュリティ管理を実施いたします。

改修の時期につきましては、4月に改修プログラムを作成し、7月に本稼働となります。

4ページをご覧ください。報告事項でございます。報告事項、児童福祉総合システム改修業務等の委託についてでございます。委託先は株式会社電算でございます。

委託に伴い事業者処理させる情報項目は、先ほどご説明いたしました資料44-2のとおりでございます。改修業務においては個人情報を取り扱わせませんが、保守業務において申請者に係る氏名等の情報項目を取り扱う場合がございます。

委託理由につきましては、上記委託先は本システムの開発業者であり、システムの改修業務及び保守業務を安全かつ効率的に行うことができるためでございます。

委託の内容は、システム改修業務及び保守業務となり、こちらに記載のとおりでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策及び委託事業者に行わせる情報保護対策につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

**【会長】** 情報セキュリティアドバイザーのご意見はどうでしたか。

**【区政情報課長】** 情報セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。十分にとられているということで、意見は特にございませんでしたが、担当課としては、システム改修時の実データを使用した検証作業、これは区が行うなど、保護対策を徹底いたしますとのこと。

以上です。

**【会長】** それでは、ご質問かご意見がありましたら、どうぞ。三雲委員。

**【三雲委員】** これは、要するに、今まで児童扶養手当受けられなかった方にも、支給制限に関する所得の算定方法が変更され、児童扶養手当が受けられる場合もあるということだと思っております。その対象となる方々が、自分がそういった対象になっているのだということで、申請書を出すこととなります。それは資料44-1の一番左側の①で出すことになるわけです。自分がそういった申請をできる対象者になっているかということを知るためには、区のほうから何

らかの通知が行くのかなと思うのですが、その点はどのようなのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 区では、実際に手当をもらえている方、それから今現在年金給付などのために停止されている方、そういった方々を把握してございます。把握できている方につきましては、こちらから個別に通知をし、申請を促すことをさせていただきます。また、広報におきましても、対象者について、そのような方については申請をしてくださいという周知を図ってまいります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そういった周知の対象となる方がここに書かれている50人ということなのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 現在、年金受給されている方々は、37名ほどございます。その中でも、障害年金など今回該当してくるのは12人程度と押さえております。それ以外にも、初めから、自分は障害年金をかなりもらっていて、児童扶養手当、4万3,000円ですけれども、それ以上もらっているということで、初めから申請をしていないという方も中にはいらっしゃいます。そういった方も対象になるということを改めて周知をして、申請を促していくという形になります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そういった該当する方に関して、区のほうで情報を持っているわけだから通知はできると思うのですが、そういった方について周知だけなのですか。個別の通知はしないのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【子ども家庭課長】 個別に把握している方については、個別に周知を図ります。

【会 長】 ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件システムの改修についての諮問事項については承認、業務委託については了承ということでよろしゅうございますか。

それでは、本件はそういうことで、終了といたします。ご苦労さまでした。

時間が経過していますので、これをもちまして本日の諮問・報告事項の審議を終わりたいと思います。

事務局のほうから何かご発言があれば、どうぞ。

【区政情報課長】時間超過し、申し訳ございませんでした。

次回の開催ですが、2月8日月曜日、午後2時から、会場は大会議室を予定してございます。お忙しいと思いますが、何とぞご出席のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】それでは、本日の第8回の審議会を閉会といたします。長時間どうもご協力ありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

午後2時12分閉会